

入場
無料

託児・手話通訳
あります

令和3年度 杵築市人権フェスティバル

と き 12月4日(土) 13:00~16:00

ところ 杵築市健康福祉センター 多目的ホール (杵築市大字猪尾941)

【市民人権・同和教育講演会】14:20~

演題 「部落差別の現実に学ぶ」

講師 大分県人権教育・啓発推進協議会 人権問題研修講師 おおいし ゆかり
大石 縁 さん



講師のプロフィール

1952年生まれ。

1985年から部落解放運動に参加するようになり、同年旧安心院町で社会同和教育指導員として勤務。合併後は、宇佐市教育委員会人権・同和教育指導員として、人権・部落差別問題の解消に向け啓発活動に取り組んでいる。2008年からは、大分県人権問題研修講師としても活躍中。

部落解放同盟大分県連合会宇佐支部書記長。

日 程

- 12:30~ 受付
13:00~13:45 開会行事
人権作文・人権標語表彰式
(表彰と人権作文朗読ほか)
※ほのぼのの写真コンテスト表彰
13:55~14:10 ○杵築中学校 生徒会による人権についてのビデオ発表
○幼稚園、小・中学校の人権学習の取組の壁面展示
14:20~15:50 市民人権・同和教育講演会
15:50~16:00 閉会行事



大分県人権啓発イメージキャラクター
こころちゃん

※新型コロナウイルス感染状況により、中止する場合があります。

※事前の検温・マスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

共催：杵築市 杵築市教育委員会 杵築市人権・同和教育推進協議会

問合せ先：人権啓発・部落差別解消推進課（杵築市隣保館内） ☎ 0978-62-4799

12月4日～10日は「人権週間」です

昭和23年12月10日の国際連合第3回総会において「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、昭和24年に法務省と全国人権擁護委員連合会が、毎年12月10日を最終日とする一週間で『人権週間』と決めました。

12月16日は 「部落差別の解消の推進に関する法律」 (部落差別解消推進法)が施行された日です

平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。1965年(昭和40年)8月に同和対策審議会答申が出され、「同和対策事業特別措置法」などの部落差別(同和問題)解消のための法制度のもと、国や地方公共団体では、被差別部落の改善の為に取組を行ってききましたが、部落差別は未だに解消されていません。

この法律では、「現在もなお部落差別が存在する」ことが明示され、「基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとにこれを解消することが重要な課題である」としています。

杵築市では、法律の趣旨をふまえ、部落差別問題の解決のため引き続き積極的に部落差別のない社会をめざします。

なぜ、この法律ができたのか、そして誰もが幸せに暮らすために大切なことは何なのかを一緒に考え、市民一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない豊かな明るい社会を築きましょう。

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』とすることとされました。

拉致問題は我が国の喫緊の国民問題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。ある日突然連れ去られ今も救出を待ち続けている拉致問題のことを知り、関心を持ってください。それが、この問題の解決のためにとっても大切な第一歩となるのです。

戸籍・住民票「本人通知制度」

事前に登録しておく、自分の戸籍や住民票が第三者に交付されたときに、市役所からお知らせします。登録方法等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

杵築市役所 市民生活課：戸籍係

☎ 0978-62-1806



託児について

人権フェスティバル参加の方で、託児を希望する方は、事前に申し込みをお願いします。電話・FAX・メールにて受け付けています。

【申込み先】杵築市隣保館

☎・FAX 0978-62-4799

✉ jinken@city.kitsuki.lg.jp